

浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成13年12月28日

条例第 5 号

改正 平成14年 3 月 8 日条例第 7 号 平成17年 9 月30日条例第 5 号

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 8 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 7 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第 3 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示する。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

第 8 編 環境衛生（浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例）

（縦覧の場所及び期間）

第 4 条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 浜田地区広域行政組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から 1 月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第 5 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第 6 条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜田地区広域行政組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第 4 条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第 7 条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は島根県環境影響評価条例（平成 11 年島根県条例第 34 号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第 8 条 管理者は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を浜田市及び江津市（以下「関係市」という。）を除く市町村（以下「他の市町村」という。）の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市の区域に属しない地域が含まれているとき。

（委任）

第 8 編 環境衛生（浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 8 日条例第 7 号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日条例第 5 号）

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。